

学校給食費の負担軽減事業を行います

☎ 学校教育課 2533

電力・ガス・食料品などの価格が高騰する中で、保護者の経済的負担の軽減を目的として、令和5年1月から3月までの学校給食費を免除します。

●町立小中学校に通学している方

令和5年1月から3月までの3か月間、学校給食費分の引落しを行わないことで、給食費を免除します。毎月の給食費が口座から引落しされている保護者の方は、特に手続きはありません。

アレルギーなどのため、昼食を持参させている保護者の方には、給食費の月額3か月分を上限に差額分を支援金として交付します。

●町立以外の小中学校に通学している方

令和5年1月から3月までの学校での昼食に要する費用に対して、町立小中学校給食費の月額3か月分を上限に、対象者に支援金として交付します。

支援金について

支援金額

小学校の児童は月額4,350円、中学校の生徒は月額5,150円を上限に3か月分（ただし、中学校3年生の生徒については令和5年3月分は月額3,630円）

また、在学する学校で学校給食費について補助や支援を受けている場合は、その額を控除した額となります。

対象者

次の1から3のいずれかに該当し、かつ4を満たす者の保護者

1. 伊奈町に在住しており、伊奈町立以外の小中学校等に在籍している者
2. 伊奈町に在住しており、特別支援学校の小学部または中学部に在籍している者
3. 欠席、アレルギー等の理由で、学校給食を食していないため給食費の全部または一部を支払っていない者
4. 生活保護による教育扶助の支給を受けていない、または他の制度により学校給食費の免除や全額補助を受けていない者

申請方法

町ホームページから「支援金交付申請書」および「申立書」をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、振込先口座の通帳口座番号を記載したページ部分の写しを添付し、学校教育課へ直接または郵送で提出してください。

※「支援金交付申請書」および「申立書」は、学校教育課窓口でも配布しています。



申請期限 令和5年2月28日(火)まで

町長タウンミーティング

町長と直接まちづくりについて語り合うタウンミーティングを開催します。

いただいたご意見・ご提案は、将来に向けたまちづくりのヒントとさせていただきます。

☎ 1月22日(日)10時～11時30分

📍 役場3階第1会議室

👤 18歳以上の町内在住・在勤・在学の方

📎 15名程度（先着順）

📄・☎ 1月13日(金)までに秘書広報課☎2211へ。

町ホームページからも申込できます。

あなたの声をお聞かせください！



保護司に表彰状

埼玉県更生保護大会において、長年の功績が認められ、3名の保護司の方が表彰されました。

関東地方保護司連盟会長表彰

齋藤 孝芳氏

さいたま保護観察所長表彰

古野本 昌紀氏

埼玉県保護司会連合会会長表彰

中原 敦子氏

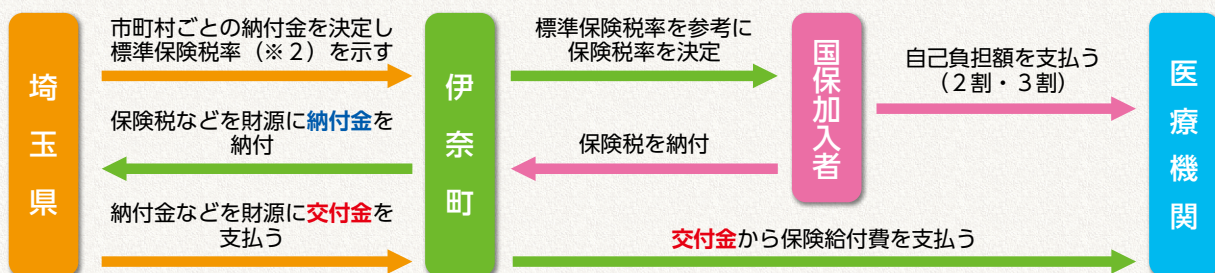
国民健康保険についてのお知らせ

☎ 保険医療課 2173

国民健康保険は、病気やけがの際に安心して医療を受けるための制度です。

●国保のしくみ

町の国民健康保険は、制度改革により、平成30年度から埼玉県と共に運営しています。これにより、保険給付費（国保加入者の医療費のうち、国保が負担した費用）に相当する費用は全額、**交付金**として県から町に交付され、町が国保加入者から徴収した保険税は、**納付金**（※1）として県に納めるしくみになっています。



※1 納付金…県内の医療費等から算定され、毎年度県から市町村へ割り当てられるもの。

※2 標準保険税率…納付金の支払いや保健事業等に必要の費用を収入できる税率として毎年度県から示されるもの。

【参考】令和4年度の町現行税率と標準保険税率

	医療保険分		後期支援分		介護保険分		合計		限度額
	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	
町現行税率	7.60%	22,800円	2.30%	8,800円	1.60%	10,800円	11.50%	42,400円	99万円
標準保険税率	6.73%	41,056円	2.40%	14,175円	2.60%	18,886円	11.73%	74,117円	102万円
差	+0.87%	-18,256円	-0.1%	-5,375円	-1.0%	-8,086円	-0.23%	-31,717円	-3万円

現在は、国民健康保険財政調整基金（積立金）で不足分を補っています。

●これからの国保の目標と課題

県の運営方針では、原則として同じ世帯構成、所得であれば県内のどの市町村でも同じ保険税となることを目標としており、令和9年度までに県内の保険税水準を標準保険税率へ統一することを掲げています。

国保加入者数は減少傾向にあり、社会保険の適用拡大や団塊の世代の後期高齢者医療保険への移行などによって、これからもさらに減少していくことが予想されます。国保加入者数の減少に伴い、保険税収入は減収することになりますが、一人あたりの医療費は、高齢化や医療の高度化等により増加傾向にあり、納付金も高止まりの状況が続いています。町では、国保財政運営の安定化の取り組みを今後一層進めていきますが、現在の保険税率に基づく収入のままだと、納付金の支払いができなくなることが予想されます。

このような状況から、町は今後、標準保険税率を参考に、税率の見直しについて検討を行っていく必要があります。国保加入の皆様のご理解とご協力をお願いします。

保険税の上昇につながる医療費の増加を抑えるため、町でも引き続き、国保加入の皆様のご健康増進に努め、医療費抑制のための取り組みを進めていきます。

